

○【リニア中央新幹線事業】

リニア中央新幹線建設は、東京から名古屋、大阪を結ぶ巨大な経済都市圏が誕生する国家的プロジェクトであり、岐阜県においても岐阜県駅や中部総合車両基地が設置され、産業振興や雇用効果が見込まれています。御嵩町もリニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会の一員として、国や県、沿線市町と過去一貫して早期の事業推進を働きかけ続けてきました。

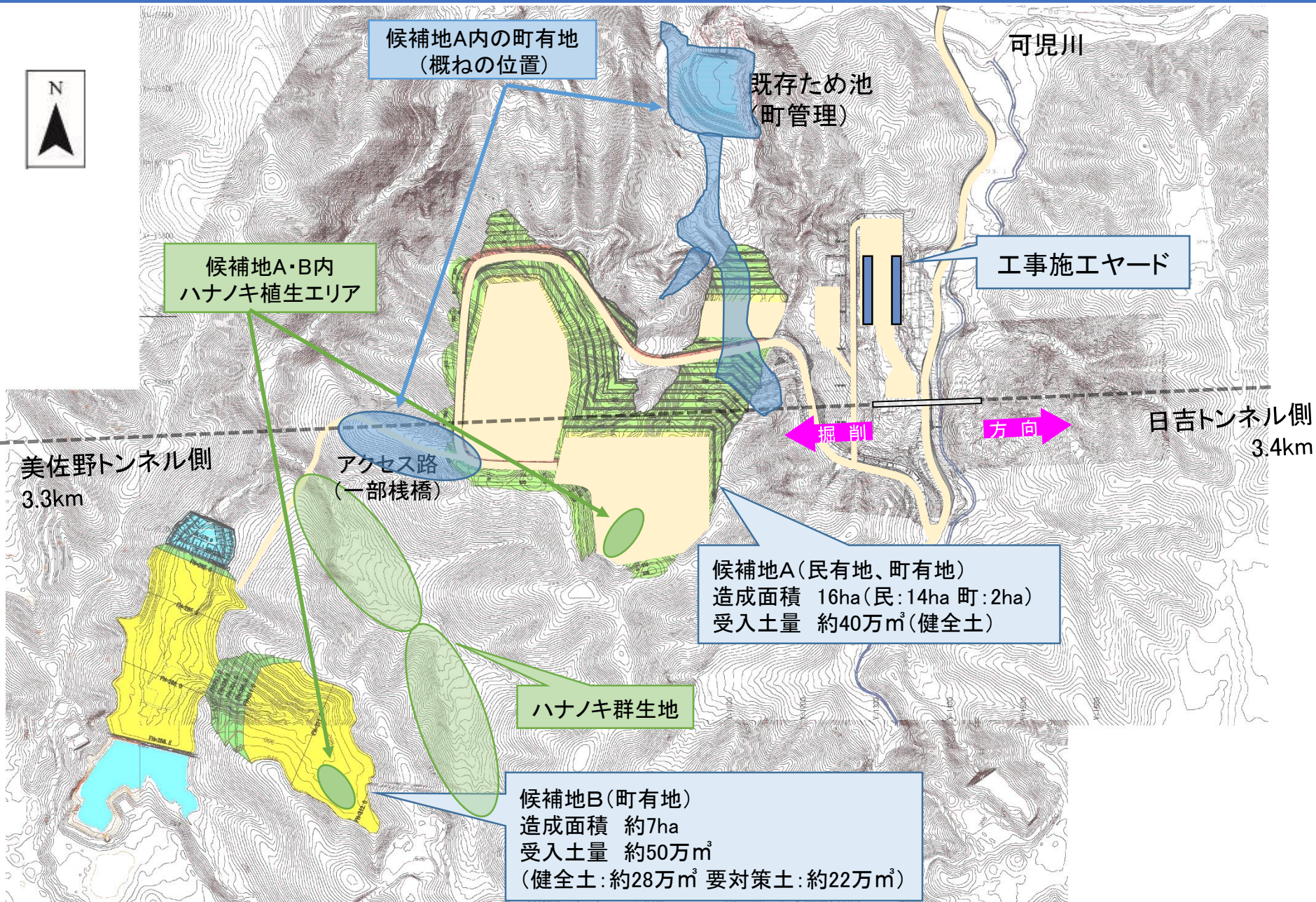
リニア中央新幹線建設事業は、全国新幹線鉄道整備法に基づき、国が昭和48年に基本計画を決定。平成23年に国土交通省から東海旅客鉄道株式会社が営業主体、建設主体として指名され、同年の整備計画の決定に基づいた国の建設指示を受けて進めているものです。

○【置き場計画の背景】

S53.1	リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会が発足。関係市町村の一つとして同時に加入して以降、一貫して早期の事業推進を働きかけ。
H19	ゴルフ場開発跡地を一体取得（開発業者所有分。主に候補地B）。取得の目的は研究開発拠点など有効活用（前柳川町長）。 ※跡地の民有地部分（主に候補地A）の地権者にて地権者組合を設立→町に活用に向けた要望あり
H24	JR東海から岐阜県を通じて、発生土活用候補地の照会あり
H25	候補地Bを情報提供（要対策土の認識なし）
H27.8	重要湿地の追加可能性の情報把握
H27.10	地権者組合と面談し、発生土を活用した平場造成に賛同の旨を確認し、候補地Aを情報提供
H28.4	重要湿地の追加指定を環境省がHPに公表（美佐野ハナノキ湿地群の固有地の記述なし。正確な範囲、位置は未確認）
H28.10	候補地Aの平場造成案をJR東海に提示
H29.3	JR東海から平場造成計画案の回答
H29～30	地権者組合とJR東海の協議（候補地Aの平場造成、JR東海によるインフラ整備等の企業誘致への協力要請）に町も関与 ※組合内の反対意見により、JR東海から候補地Aの縮小案提示→JR東海から町有地（候補地B）にも搬入したい申し出（要対策土も含む）
R1～R3	・町から候補地Aの地権者全員が企業誘致等に賛成であれば固定資産税の減免が可能である旨説明 ※全員の賛同が得られず、固定資産税の減免は不可 ・JR東海から前町長、前議会議員に全4回計画概要の説明（候補地A、候補地B）
R3.9	前町長が専門家に要対策土の封じ込め工法の確認、一般質問にて受入れ前提協議開始の表明
R4	全6回の御嵩町発生土置き場に関するフォーラムにてJR東海の置き場計画の詳細を有識者とともに、町、町民が確認
R5	御嵩町発生土置き場計画審議会設置

置場計画位置図

(第2回フォーラム資料を加工) R5.12.3



御企り第10号の2
令和5年11月19日

御嵩町リニア発生土置き場計画審議会
会長 三井 栄 様

御嵩町長 渡辺 幸伸

御嵩町リニア発生土置き場計画に係る評価等について（諮問）

御嵩町内に計画されているリニア発生土置き場計画の解決に向けて、今後、東海旅客鉄道株式会社との協議に臨む方針について貴審議会の意見を求めます。

諮問理由

本町を通過するリニア中央新幹線の工事計画では、その大部分がトンネルに当たり、町内工区の工事掘削では、要対策土を含む約90万 m^3 の発生土が生じる計画となっています。

本町は、リニア建設事業の沿線町として、リニア開通の早期推進を求めている立場は変わりませんが、事業者である東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」といいます。）から町内での発生土の置き場計画を提案され、これまでその対応を協議してきました。

しかしながら、JR東海の置き場計画については、地元から反対や懸念が表明されており、また、町民からの意見も様々な状況にあります。

JR東海と町及び町民が解決に向かって真摯に共に協議を進めていくには、盛土の安全性や自然環境、生活環境への影響など、地元を含む町民からの計画に対する意見を多方面から集約し、それぞれの理解や合意を得た検討、評価が必要と考えています。

以上を鑑み、リニア建設工事に伴う発生土の置き場計画の解決に向けて、今後、JR東海との協議に臨む方針について貴審議会の意見を求めるものです。